

R2.6.18

滋賀県ため池サポートセンター開設

設置者：滋賀県 運営者：滋賀県土地改良事業団体連合会

点検活動

防災重点ため池の管理状況や施設状況を点検確認します。

点検時には、ため池所有者や管理者等の立会（協力）をお願いします。

防災重点ため池とは、ため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池。県が市町と調整して541箇所（R2.4現在）を選定。

令和2年度は、100箇所のため池を点検確認予定。

相談対応

ため池管理等に関する相談窓口を設置します。

相談は無料

相談日 毎週 月・水 曜日

祝日、休日、年末年始（12/28から1/4）は除きます

時間 10：00～12：00 / 13：00～15：00

相談方法 電話または来所

現地相談も可能（要予約）

連絡先

滋賀県ため池サポートセンター

〒521-1224 東近江市林町601番地

滋賀県土地改良事業団体連合会内

0748(42)7101 FAX 0748(42)5574

～JR能登川駅より琵琶湖側へ徒歩3分～

指導活動

の点検・確認結果に基づき、ため池管理者等へ技術的アドバイスや研修等を行います。

情報管理

県内のため池に関する情報を管理し、今後の点検・支援活動等に活用します。